

# 各会計の特徴と水道料金の考え方について

経営レポートにより、水道事業、簡易水道事業、下水道事業、それぞれの決算状況について説明してきましたが、公営企業会計の経営状況を理解するためには、地方公営企業法という法律のルールを理解する必要があります。

そのルールを理解することにより、町民の皆さんからお支払いいただいている水道料金、下水道使用料がどのようにして決まり、経営状況にどのようにして表されているのかがわかります。

## 「独立採算制の原則」と「経費負担の原則」について

上下水道事業の経営は、地方公営企業法という法律に基づき

『**必要な経費は、経営に伴う収入をもって充てなければならない**』とされています。

これは、税金によらず、水道料金などによって経費をまかなう『**独立採算制の原則**』というものです。

地方公営企業は、民間企業のように利益の追求が目的ではありませんが、経済性を発揮して効率的な経営を追求するために、水道料金や下水道使用料などの収入で、必要な経費をまかなわなければなりません。

経営に困っても、簡単に町からの税金で穴埋めすることができませんので、民間と同じように企業努力が求められます。

一方で、企業経営に必要な経費のうち、

1. その性格上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費(行政経費)
2. 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められる経費(不採算経費)

については、税金(町の一般会計のお金)でまかなうこととされており、これを

『**経費負担の原則**』といいます。(地方公営企業法第17条の2)



ぶるくん

なるほど、水を作るのには、浄水場や水道管などの施設が必要だし、水をきれいにするには薬品や電気代などもかかり、その費用は基本的には全て、料金収入でまかなうけど、一部、町の負担もあるってことだね。



タコリーナ博士

そのとおりじゃ。水道では、消火栓の新設や更新、維持管理費用が、下水道では雨水にかかる経費がこれにあたるのじゃ。

例えば、消火活動は町(消防)が行うべき業務で、そのための設備である消火栓の維持管理費用まで水道料金でまかなうことは、適当ではないという考え方じゃ。



ぶるるくん

では、町が負担する費用って、どうやって決まっているの？



タコリーナ博士

総務省が定めている『地方公営企業繰出金』という繰出基準があるのじゃ。また、「独立採算制の原則」と「経費負担の原則」にも例外があり、**災害復旧その他特別の理由がある場合**には、一般会計(税金等)が公営企業に対して補助することができる<sup>1</sup>とされているのじゃ。  
なんでもかんでも、町からお金をもらえるのではなく、**一定のルール**があるんじゃよ。(地方公営企業法第17条の3)

### 総務省の繰出基準による繰出（町などが負担すべき分）

区 分	内 容
他会計負担金(水道事業)	消火栓の移設・修繕（3条予算）、新設（4条予算）などに要する経費 ※町（消防や土木）や北海道などから繰入
水道事業出資金	安全対策事業に係る出資金（本町は導水管更新工事が該当）
簡易水道事業負担金	企業債償還利息分
簡易水道事業出資金	企業債償還元金分
下水道事業負担金	雨水分：維持管理費、企業債償還利息及び減価償却費 汚水分：企業債償還利息分
下水道事業出資金	企業債償還元金分

※負担金は、収益的収入(3条予算)、出資金は、資本的収入(4条予算)に区分される。

### 総務省の繰出基準外の繰出（災害復旧その他特別の理由）

区 分	内 容
簡易水道事業補助金	現金収支不足分（町の補助要綱に基づき繰出）
下水道事業補助金	現金収支不足分（町の補助要綱に基づき繰出）

※補助金は、必要最低限のものとして町からいただいている。



タコリーナ博士

町(一般会計)からの「出資金」と「負担金」は、町(税金)で負担するもので、「補助金」は、各会計で『現金が不足し、資金ショート(黒字倒産)してしまう』という特別な理由により、町の補助要綱に基づいて、町から最低限いただいているものじゃ。

仮にルールを無視して、過剰に補助金をもらおうと本来、教育や福祉に充てるべき財源(税金)をもらうことになってしまうのじゃ。  
あくまでも「独立採算」がルールなのじゃ。



ぶるるくん

企業会計の独特のルールについては、わかったよ。  
でも、同じルールで事業運営しているのに、どうして経営成績が違うの？

水道事業は、利益が出ているから「黒字」  
簡易水道事業は、損失が出ているから「赤字」  
下水道事業は、利益が出ているから「黒字」だけど、  
水道と何か違うような・・・

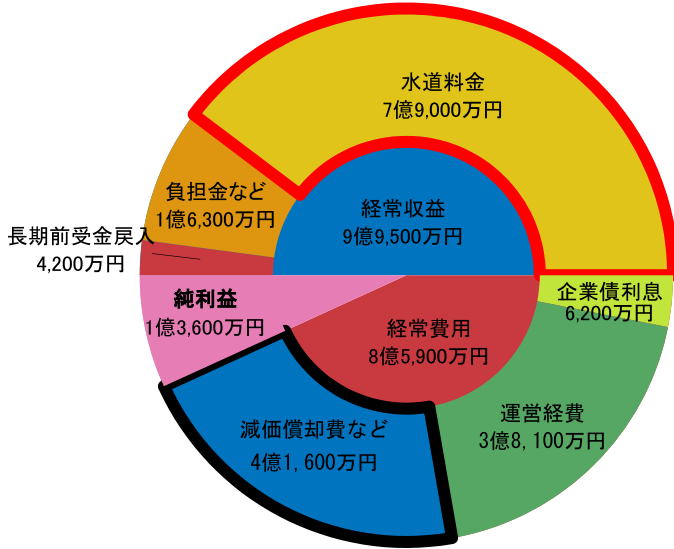


タコリーナ博士

いいところに気が付いたな。ポイントとしては、「水道事業」と「簡易水道事業」は「人口密度」の違いで、下水道事業は、「雨水公費・汚水私費」という経費負担の原則があるのが特徴じゃ。  
それを踏まえて具体的に1年間の成績(損益計算書)を見てみるのじゃ。

次のページで  
「損益計算書」という財務諸表で  
～1年間の経営の成績を見てみよう～

【水道事業】

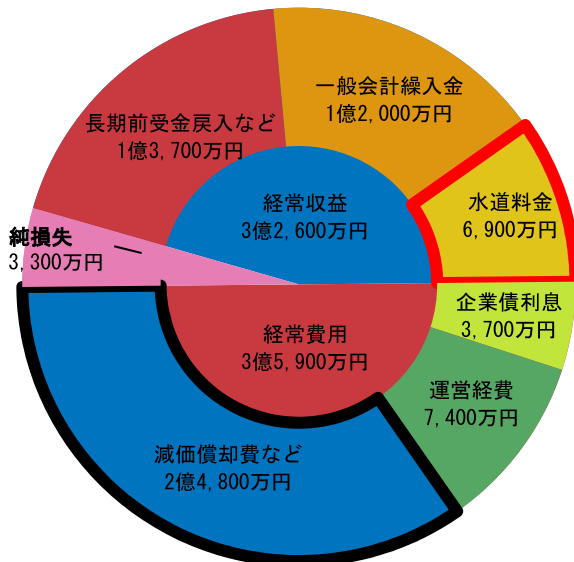


料金収入で、運営経費や減価償却費などの費用をほぼまかなえており、1億3,600万円の純利益があり、**黒字**である。

(収益のうち町からの繰入金)

- ・消火栓移設負担金 90万円

【簡易水道事業】

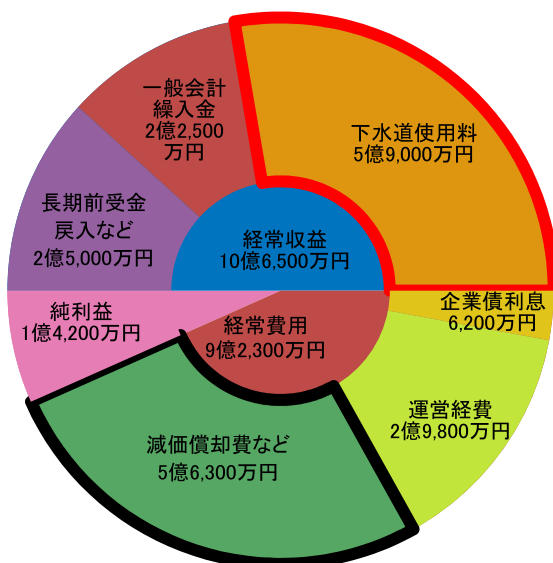


料金収入に比べて、運営経費や減価償却費などの費用が大きく、町から繰入金をもらっても**赤字**(純損失)である。

(収益のうち町からの繰入金)

- ・一般会計負担金 2,000万円
- ・一般会計補助金 1億円

【下水道事業】



使用料収入と減価償却費がほぼ同じである。純利益(**黒字**)が出ているが、町からの繰入金(一般会計補助金)がなければ、**赤字会計**である。

(収益のうち町からの繰入金)

- ・一般会計負担金 7,100万円
- ・一般会計補助金 1億5,400万円

※一般会計負担金のうち、

雨水に係る負担分: 6,300万円

その他の負担分: 800万円



ぶるくん

なるほど、損益計算書を見ると、各会計が1年間でもうかったのか、損失なのかがわかるんだね。

水道事業は利益がでているけど、同じ水なのに、どうして簡易水道事業は損失が出ているのかな？



タコリーナ博士

それが、先ほど説明した「人口密度」じゃよ。

**水道事業**は、給水人口が36,258人で、浄水場や水道管などの固定資産が85億円、管路の総延長が377kmであるのに対し、

**簡易水道事業**は、給水人口が2,002人で、固定資産は65億円、管路の総延長は323kmになるのじゃ。

簡易水道事業は、水道事業に比べて施設規模はさほど変わらないのに、**給水人口が約6%**と少ない(人口密度が低い)ため、赤字になるのじゃ。

## 水道事業と簡易水道事業の比較

区分	給水人口	固定資産	管路延長	備考
水道事業	36,258人	85億円	377km	
簡易水道事業	2,002人	65億円	323km	給水人口は水道事業の約6%

### ◆ 簡易水道事業は全国的に人口密度が低いため、赤字会計であることが多い

独立採算制が基本の企業会計であるが、同じ飲み水のため料金設定が水道事業と同額であることから、料金収入だけでは採算が取れない。

料金を今の3倍以上もらおうと経営は成り立つ(独立採算)かもしれないが、現実的ではないので、現状、現金が不足する最低限の分を町から補助金としていただいて運営している。



ぶるるくん

簡易水道事業は農村地域で人口密度が低く、**一人当たりの費用負担が構造上、どうしても大きくなる**けど、かといって、その不足する分を料金でまかなおうとすると水道料金が高くなるし、**料金設定は水道事業とバランスをとる**必要があるしね。

簡易水道事業は経営を維持するために、最低限のお金を町からもらって経営しているんだね。ルールを無視して、黒字になるまで町から繰入金をもらうことも、本来の税金の使い道から外れてしまうため、よくないこともわかったよ。



タコリーナ博士

たいぶ、賢くなったようじゃな。  
公営企業法というルールに基づいて経営するのが基本であり、それが「独立採算制」、「経費負担の原則」、「繰出基準」であり、水道事業と簡易水道事業の違いは、「人口密度」によるものなのじゃ。



ぶるるくん

では、下水道事業は、どうなのかな？  
利益が出ているから、このままでいいんじゃないの？  
さっき言っていた「雨水公費・汚水私費」ってどういうこと？



タコリーナ博士

たしかに利益のみに着目すると問題ないように見えるが、水道事業と違って**町から現金が不足する分を補助金**として、1億5,400万円ももらっているから、水道事業とはその点が違うのじゃ。

下水道事業は、まだ「独立採算制」になっておらず、使用料収入で維持管理費などをまかないきれしていない状況なんじゃ。

「**汚水私費**」とは、汚水が日常生活や生産活動により生じるものであることから、その排出量に応じて汚水処理経費を**使用者に公平に負担**してもらうというものじゃ。

「**雨水公費**」とは、雨水が自然現象によるものであり、雨水の排除は生活環境の改善や浸水の防除に効果を発揮し、その受益が町民に広く及ぶことから**町(税金)で負担**するというものじゃ。

## 下水道事業の概要

区分	水洗化人口	固定資産	管渠延長	備考
下水道事業	38,406人	133億円	378km	汚水管渠230km、雨水管渠148km

(比較)

区分	給水人口	固定資産	管路延長	備考
水道事業	36,258人	85億円	377km	
簡易水道事業	2,002人	65億円	323km	給水人口は水道の約6%

※下水道事業は水道事業と比較すると、資産の額が**約1.6倍**あるので、減価償却費が大きくなる。

(下水道事業の費用内訳)

(単位：万円)

項目	汚水	雨水	その他	長期前受金戻入分	合計
維持管理費	29,700	100	0	0	29,800
企業債利息等	4,580	820	800	0	6,200
減価償却費等	19,190	5,380	6,810	24,920	56,300
合計	53,470	6,300	7,610	24,920	92,300

R5決算統計から(端数調整等により決算書と若干相違あり)

- ・ 使用者(下水道使用料)がまかなう分   下水道使用料(収益的収入/営業収益)
- ・ 町(税金)が負担すべき分
  - 一般会計負担金(収益的収入/営業収益)
  - 一般会計負担金(収益的収入/営業外収益)
  - 一般会計出資金(資本的収入)



タコリーナ博士

細かいことはおいといてざっくり言うと、上記表のとおり、**汚水は下水道使用料**でまかない、**雨水は町(税金)**で負担するのじゃ。それが、「**雨水公費・汚水私費**」の原則なのじゃ。なんとなくわかったかな。

補足すると、このほかに現金が足りなくなる分も町から「**一般会計補助金**」としてもらっているぞ。

将来的には、町から「一般会計補助金」をもらわないで、やりくりできるようになることが「**独立採算**」になるということなのじゃ。



ぶるくん

よくわかったよ。下水道事業は利益が出ているけど、町からルール外の補助金をもらっているから、水道事業と違って独立採算の経営とはまだ言えないんだね。

でも、水道事業は純利益が1億円以上も出て、現金も不足していないけど、もうかり過ぎていないの？ 料金を安くすることはできないの？

そもそも、水道料金は、どうやって金額を決めているの？

家計を圧迫するから、料金は安い方が助かるんだけどなあ・・・



タコリーナ博士

なかなか良いところに気が付いたな。細かいことは抜きにしてできるだけ簡単に説明すると、

決して、もうけすぎではおらんのじゃよ。忘れているかと思うけど、企業会計の予算は独特で、**2つに分かれていて、もうかった分(利益)は、もう1つの予算(資本的収支)の財源(不足分)として使われているのじゃよ。**

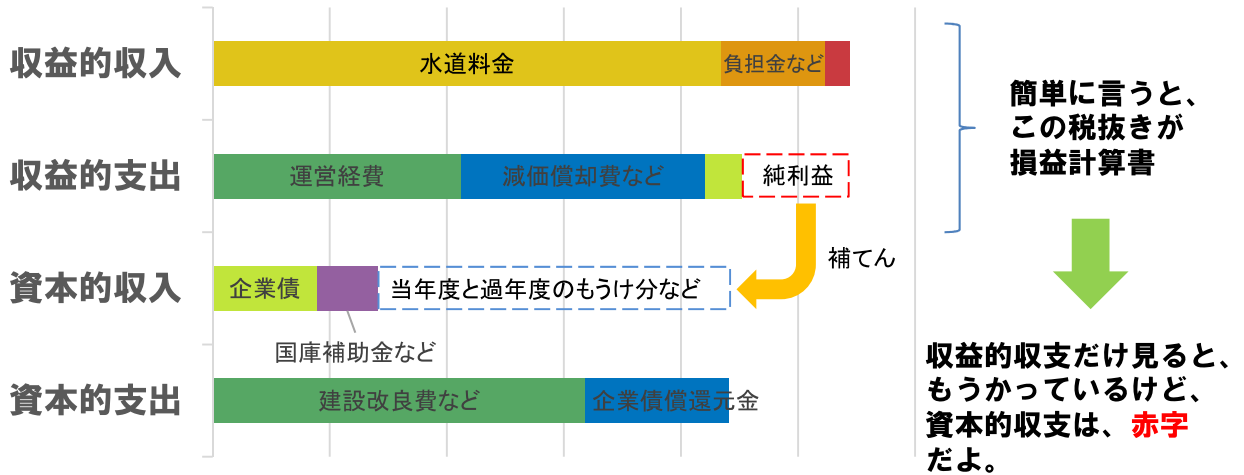
また、料金は日本水道協会が策定する「**水道料金算定要領**」に基づき、**総括原価方式**で算定しておるのじゃ。

## 企業会計の予算

予算の種類	内容
収益的支出 (維持管理費)	当年度の損益取引に基づくもの(損益計算書に対応) ※経営活動に及ぼす効果が1事業年度だけのもの
資本的支出 (建設投資)	翌年度以降数年間の費用として期間配分されるべきもの (貸借対照表に対応) ※支出の効果が長期間にわたるもの(資産の取得)

現在

将来



タコリーナ博士

水は、みんなの生活に欠かせないものじゃ。普段は、蛇口をひねれば当たり前のように水が使えるが、きれいで安全な水を作るためには、川や井戸から水をくんで来て、浄水場できれいにして、水道管でみんなの家まで届けているのじゃよ。その浄水場や管路も未来永劫ずっと使えるものではないじゃろ？壊れたらなおす必要があるし、古くなったら新しいものと交換する必要があるし、災害に備えて管路などを強いもの(耐震化)にする必要があるしな。



ぶるくん

水をきれいにするための費用だけじゃなくて、施設を新しくする費用もかかり、そのお金も含めて「水道料金」は計算されているってことだね。



タコリーナ博士

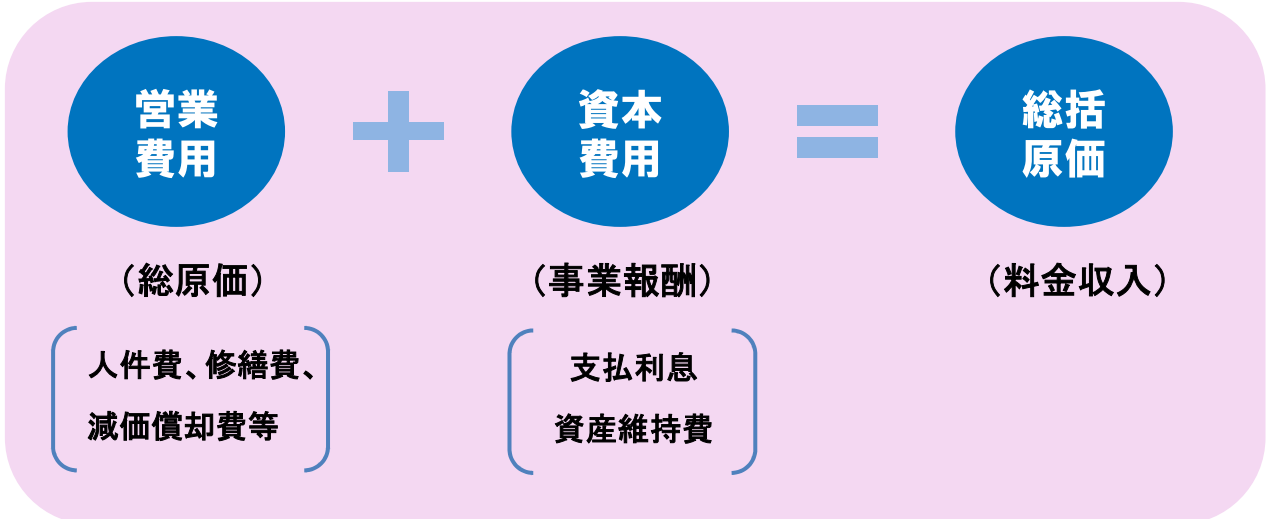
そういうことじゃ。総括原価方式とは、『事業が効率的に行われた場合に要する総費用に、適正な事業報酬(利潤)(現在は資産維持費という)を加えたもの』のことじゃ。

要するに、「適正な原価」とは、水を作るためにかかる費用と、水道事業の「健全な運営を確保」するために、施設の計画的な改修・更新等に必要となる費用(資産維持費)を合わせた総括原価を算定し、総括原価と料金収入の総額が一致するように料金を設定することが大事なのじゃ。

◆ **公正妥当な料金設定**

水道料金は、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならぬ。(地方公営企業法第21条第2項)」

総括原価方式とは？



※資産維持費とは、給水サービス水準の維持向上と施設の維持のために、事業内に再投資されるべき額のこと。

施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還などに必要な所要額とされるものである。



タコリーナ博士

「総括原価方式」という料金収入を設定するルールでは、施設の改修・更新費用も含めて算定するよう定めていて、損益計算書で利益が出ているのは、この投資財源として使用するためなんじゃ。決してもうかりすぎているわけではないのじゃ。

逆に料金を安くするために、将来必要な更新費用を水道料金に反映させないということは、将来の子どもたちが安心して水を飲める環境が悪くなってしまおうということになるのじゃ。

言い換えると、将来の子どもたちの負担が大きくなってしまおうということじゃ。

総括原価の算定  
総括原価 1,000

給水原価 750	①営業費用 (減価償却費を除く)	500
	②資本費用 (支払利息)	500
利益として 生じる金額 250	①営業費用 (減価償却費)	400
	うち、長期前受金戻入相当額	150
	②資本費用 (資産維持費)	100

損益計算書  
費用(900) 収益(1,150)

給水原価 750	総括原価1,000を料金収入として回収できるように料金設定(総括原価方式)	現金支出分	500	現金収入分	1,000
		非現金支出	400		
		損益勘定 留保資金 250			
		資金+500			
		利益剰余金 250		当年度純利益 250	
					料金収入 1,000



ぶるるくん

減価償却費や資産維持費とか、普段聞きなれない言葉が出てきて少し難しかったけど、要するに水を作るための費用(給水原価分)と建設投資のための費用(利益)を足した原価の総額で料金収入が設定されていることがわかったよ。それが総括原価なんだね。



タコリーナ博士

そのとおりじゃ。総括原価の全てをここで理解する必要はなく、一定程度のもうけ(利益)がなければ、施設を更新するための財源がなくなってしまうということなのじゃ。

安全で安定した水の供給を続けるためには、施設や管路の更新は、ずっと続き、終わりはないのじゃ。

現在の施設の維持や、きれいな水を作るための費用だけでなく、施設や管路などを更新するための費用も、水道料金には含まれているのじゃ。

## ◆ 補 足

公営企業会計の仕組みを理解するには、このほかにたくさん会計上のルールや基準などがあります。(減価償却費や資産減耗費などの非現金支出や長期前受金戻入など。)

また、今回紹介した「損益計算書」のほかにも、「貸借対照表」や「キャッシュ・フロー計算書」などの財務諸表があり、それぞれに着目すべき点などがありますが、長くなりますので、ここでは割愛いたします。

着目点としては、細かな数字にとらわれるのではなく、各帳票の目的に沿った点を見て、現時点で経営成績はどうなのか(利益or損失)?企業の財産はどのぐらいあって、どのような財源でつくられているのか?一年間で現金は増えたのか?減ったのか?その主な要因は?など、広い視点で見ていくと、今後の経営状況や財政状態がイメージしやすくなります。

## ◆ まとめ

水道料金の算定期間は、おおむね3年から5年が基準とされており、算定にあたっては、アセットマネジメント(更新需要と財政収支の見直し 超長期(30年~40年以上))や、経営戦略(投資・財政計画 長期(10年))、中長期の財政計画を基に決定します。

本町の水道事業は、平成31年3月に策定した経営戦略に基づき事業運営をしており、計画を上回る純利益が発生し、良好な状態ではありますが、当戦略では令和19年に純損失が発生する見込みであります。現在、経営戦略の見直しを進めており、人口減少などによる給水収益の減少や物価上昇などによる維持管理費の増加など、今後、厳しい経営状況となっていくことが予測されますが、必要な施設の更新工事や災害に備えるための耐震化工事も行いながら、安全で良質な水道水を安定的に提供していくために、経営努力を続けています。

また、下水道事業においても同様に、令和7年度に経営戦略の見直しを予定しており、将来的には、町からの補助金に頼らない独立した経営に向けて、使用料の改定も視野に入れて検討を進めていく必要があると考えています。